

豊中市国民保護計画

平成19年（2007年）1月

豊 中 市

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 総則	
第 1 節 計画の趣旨	1
1 策定の根拠	
2 目的	
3 対象	
4 内容	
(1) 計画の性質等	
(2) 計画に定める事項	
(3) 計画の構成	
(4) 計画の見直し等	
(5) 計画の変更に係る関係機関への協力要請	
(6) 他の計画等との関係	
(7) 市地域防災計画との関係	
第 2 節 武力攻撃事態対処法制	4
1 武力攻撃事態対処法	
2 関連法制	
第 3 節 国民保護措置等の内容	7
第 4 節 用語の意義	9
第 2 章 基本方針	11
1 基本的人権の尊重	
2 国民の権利利益の迅速な救済	
3 国民に対する情報提供	
4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	
5 国民の協力	
6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	
9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用	
10 住民の自助・共助の環境づくり	
第 3 章 関係機関の責務と役割	
第 1 節 関係機関の責務等	13
1 国	

2	府	
3	市	
4	消防本部	
5	消防団	
6	府警察	
7	第五管区海上保安本部等	
8	自衛隊	
9	指定（地方）公共機関	
10	住民の協力	
	第2節 関係機関の事務又は業務の大綱	15
1	地方公共団体	
2	指定地方行政機関	
3	指定（地方）公共機関	
	第4章 市の地理的、社会的特徴	
	第1節 市の概況	19
1	位置・面積	
2	地形	
3	都市構造	
4	土地利用	
5	気象	
	第2節 人口	19
1	常住人口	
2	高齢者等の状況	
3	外国人登録者数	
4	昼間人口	
5	人口密度	
	第3節 交通	21
1	主な自動車専用道路	
2	主な一般道路	
3	鉄道・バス	
4	空港	
	第4節 主な施設等	22
1	建物	
2	保育所等の状況	
3	社会福祉施設・医療施設	
4	千里中央地区	

5	自治会	
6	自主防災組織	
7	自動車登録台数	
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	
第1節	武力攻撃事態等	24
1	事態想定	
2	各事態類型の特徴及び留意点	
第2節	緊急処理事態	27
1	事態想定	
2	各事態例と主な被害	
	(1) 攻撃対象施設等による分類	
	(2) 攻撃手段による分類	
第3節	NBC兵器による攻撃	28
第6章	緊急処理事態への対処	
第1節	基本的事項	31
第2節	緊急処理事態対策本部	31
第3節	緊急対処保護措置の実施	31
1	緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	
2	緊急処理事態における警報	

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章	実施体制の確立	
第1節	初動体制の確立	33
1	武力攻撃等の兆候などに関する情報を入手した場合など	
	(1) 初動指令部の設置	
	(2) 設置基準	
	(3) 初動指令部の組織	
	(4) 初動指令部の所掌事務	
2	原因不明の事案が発生した場合	
	(1) 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置	
	(2) 設置基準	
	(3) 市災害対策本部等の組織等	
	(4) 応急対策の実施	
	(5) 関係機関への支援要請	
3	国民保護対策本部を設置すべき指定がない場合	
4	勤務時間外等の体制	

5	国民保護対策本部への移行	
第2節	市国民保護対策本部の設置等	36
1	市国民保護対策本部の設置	
	(1) 役割	
	(2) 組織	
	(3) 市対策本部の所掌事務	
	(4) 各部局等の所掌事務	
	(5) 消防団の所掌事務	
	(6) 市対策本部会議	
	(7) 市対策本部の事務局	
	(8) 市対策本部の開設	
	(9) 市対策本部員等の参集	
	(10) 市対策本部長の権限	
2	職員の配備	
	(1) 職員の配備指令	
	(2) 職員等の活動環境	
3	現地対策本部の設置	
	(1) 組織	
	(2) 現地対策本部の所掌事務	
	(3) 現地対策本部会議の開催	
4	夜間・休日等における対応	
5	市国民保護対策本部の廃止	
第3節	関係機関との連携協力の確保	47
1	国・府の対策本部との連携	
2	府への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等	
4	指定（地方）公共機関への措置要請	
5	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
	(1) 他の市町村に対する応援の要求	
	(2) 府に対する応援の要求	
	(3) 事務の一部の委託	
6	指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請	
7	市の行う応援等	
	(1) 他の市町村に対して行う応援等	

(2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援等	
8 住民等の自発的な協力との連携	
第4節 武力攻撃事態等への対処の全体像	51
第2章 住民の避難	
第1節 警報及び緊急通報	52
1 警報	
(1) 警報の伝達・通知の流れ	
(2) 警報の伝達・通知先	
(3) 警報の伝達方法	
(4) 災害時要援護者への伝達	
(5) 警報の解除	
2 緊急通報	
(1) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(2) 緊急通報発令の流れ	
(3) 緊急通報の伝達・通知	
第2節 避難の指示・退避の指示	57
1 避難の指示	
(1) 避難の指示の流れ	
(2) 避難の指示に伴う措置	
2 退避の指示	
(1) 退避の指示者	
(2) 退避の指示に伴う措置	
(3) 屋内退避の指示	
(4) 安全の確保等	
(5) 人口密度が高いことに対する配慮	
第3節 避難誘導	60
1 避難誘導の流れ	
2 避難実施要領の作成	
(1) 避難実施要領の作成	
(2) 緊急時における避難実施要領の作成	
(3) 避難実施要領の修正	
(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	
(5) 避難実施要領の伝達・通知	
3 避難住民の誘導	
(1) 市職員等による避難誘導	
(2) 関係機関等との連携	

- (3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整
- (4) 災害時要援護者の避難誘導
- (5) 曜日、時間帯に応じた避難誘導
- (6) 安全の確保
- (7) 避難住民の復帰のための措置
- (8) 人口密度が高いことに対する配慮
- 4 事態想定を踏まえた避難
 - (1) 武力攻撃事態等・緊急処理事態における避難
 - (2) NBC攻撃における避難
- 5 避難住民の誘導パターン
 - (1) 屋内への避難誘導
 - (2) 屋内避難後、避難施設等へ避難誘導
 - (3) 二段階による計画的な避難誘導

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施 70

- 1 救援の実施主体
- 2 救援の実施
 - (1) 市長による救援
 - (2) 関係機関との連携
- 3 救援の内容
 - (1) 救援の基準等
 - (2) 収容施設の供与
 - (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
 - (4) 医療救護の提供及び助産
 - (5) 被災者の捜索・救出
 - (6) 遺体の処理、埋葬又は火葬
 - (7) 電話その他の通信設備の提供
 - (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 生活支障物の除去

第2節 安否情報の収集・提供 79

- 1 安否情報の収集
 - (1) 市長による収集
 - (2) 収集の方法
 - (3) 収集する対象と項目
 - (4) 安否情報の整理

2	知事に対する安否情報の報告	
(1)	報告方法	
(2)	安否情報の報告時期	
3	安否情報の提供	
(1)	安否情報の照会の受付	
(2)	安否情報の回答	
(3)	照会の要件と回答の内容	
4	日本赤十字社に対する協力	
5	個人情報の保護への配慮	
第4章 武力攻撃災害への対処		
第1節	関係機関の役割	87
1	国の役割	
2	府の役割	
3	市・消防の役割	
第2節	応急措置等の実施	88
1	緊急通報	
2	退避の指示	
3	警戒区域の設定	
(1)	設定者	
(2)	設定方法	
4	消火・救助・救急活動	
(1)	市が行う措置	
(2)	消防機関の活動	
(3)	相互応援	
(4)	安全の確保	
(5)	関係機関による連絡会議の開催	
(6)	住民への協力要請	
第3節	生活関連等施設の安全確保	92
1	生活関連等施設の安全確保	
(1)	関係機関の役割	
(2)	対象施設	
(3)	市の役割	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	
(1)	実施主体	
(2)	危険物質等に関する措置命令等	
(3)	市長が命ずることができる対象物質と措置内容	

第4節	NBC攻撃による災害への対処	97
1	関係機関の役割	
2	市の役割	
	(1) 応急措置の実施	
	(2) 国の方針に基づく措置の実施	
	(3) 関係機関との連携	
	(4) 市長等の権限	
	(5) 汚染原因に応じた対応	
	(6) 要員の安全の確保	
第5節	保健福祉・衛生	99
1	防疫活動	
2	食品衛生監視活動	
3	飲料水衛生確保対策	
4	避難住民等の健康維持活動	
	(1) 巡回相談等の実施	
	(2) 心の健康相談等の実施	
5	福祉サービスの提供	
	(1) 福祉ニーズの把握	
	(2) 支援活動	
	(3) 緊急入所等	
6	応援要請	
7	動物の保護等に関する配慮	
第6節	廃棄物の処理	102
1	し尿処理	
	(1) 初期対応	
	(2) 処理活動	
2	ごみ処理	
	(1) 初期対応	
	(2) 処理活動	
3	がれき処理	
	(1) 初期対応	
	(2) 処理活動	
第7節	被災情報の収集・報告	103
1	被災情報の収集	
2	被災情報の報告	
第8節	広報・広聴	104

1	広報	
2	広聴	
第5章	国民生活の安定	105
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
	(1) 被災児童・生徒等に対する教育	
	(2) 公的徴収金の減免等	
3	生活基盤等の確保	
	(1) 水の安定的な供給	
	(2) 道路の適切な管理	
	(3) 指定（地方）公共機関との連携	

第3編

平素からの備え

第1章	組織・体制の整備	
第1節	市における組織・体制の整備	106
1	各部局等における業務	
2	職員の配備体制の整備	
	(1) 24時間即応体制の確立	
	(2) 市対策本部員等への連絡網の整備	
	(3) 市対策本部員等の代替職員の確保	
3	参集職員の服務基準等	
4	市対策本部の機能確保	
5	消防機関の体制	
	(1) 消防本部及び消防署における体制	
	(2) 消防団の充実・活性化の推進等	
	(3) 消防本部と消防団の連携	
第2節	関係機関との連携	110
1	連携体制の整備	
	(1) 防災のための連携体制の活用	
	(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等	
	(3) 関係機関との情報共有	
2	指定地方行政機関との連携	
3	府との連携	
	(1) 府の連絡先一覧の作成等	
	(2) 府との情報共有	
	(3) 府警察との連携	

4	他の市町村との連携	
	(1) 近隣市町との連携体制	
	(2) 広域的な相互応援体制の整備	
	(3) 消防機関の連携体制の整備	
5	指定（地方）公共機関等との連携	
	(1) 連絡先の把握	
	(2) 関係機関との協定の締結等	
6	地域住民等との協力体制の推進	
	(1) 関係団体との協力体制	
	(2) 地域住民組織との協力体制	
	(3) 介護保険事業者等との協力体制	
	(4) 事業所との協力体制	
第3節	研修	112
1	市職員に対する研修	
2	府等関係機関と連携した研修	
3	消防本部による研修	
第4節	情報収集・提供	113
1	情報収集・提供のための体制の整備	
2	広報責任者の選任等	
3	相談窓口開設の体制整備	
4	関係機関との情報共有	
5	通信の確保	
6	非常通信体制の確保・整備	
第5節	啓発	114
1	国民保護措置に関する啓発	
2	住民がとるべき行動等に関する周知	
第6節	訓練	114
第7節	備蓄等	115
1	市における物資及び資材の備蓄・整備	
	(1) 防災のための備蓄の活用	
	(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
2	府・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達	
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
	(1) 施設及び設備の整備及び点検	
	(2) ライフライン施設の機能性の確保	
	(3) 復旧のための各種資料等の整備等	

第8節 国民保護に関する調査研究	116
第2章 避難・救援・災害対処	
第1節 避難	117
1 基礎的資料の準備	
2 警報の伝達・通知	
(1) 警報の伝達・通知先の確認	
(2) 府警察との連携	
(3) 伝達手段の確認等	
(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立	
(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	
(6) 伝達方法の住民への周知	
(7) 災害時要援護者への伝達	
(8) 新たな伝達手段の検討	
3 避難誘導	
(1) 避難実施要領のパターンの作成	
(2) 災害時要援護者の避難誘導	
(3) 近隣市町との連携の確保	
(4) 学校や事業所との連携	
(5) 集合場所の候補地の選定等	
(6) 人口密度が高いことに対する配慮	
4 避難施設	
(1) 避難施設の指定	
(2) 指定への協力	
5 運送の確保	
(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	
(2) 市が保有する輸送力の把握	
(3) 介護保険事業者との協力体制の構築	
(4) 運送経路の確認	
第2節 救援	122
1 救援に関する基本的事項	
(1) 基礎的資料の準備等	
(2) 府との調整	
2 安否情報の収集・整理・提供	
(1) 安否情報収集のための体制整備	
(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携	
第3節 災害対処	123

1	被災情報の収集・連絡体制の整備	
2	生活関連等施設の把握	
3	ごみ・がれき処理に係る調整	
4	指定（地方）公共機関との連絡体制の整備	
第3章	特殊標章等の交付及び管理	124
1	意義	
2	内容	
	(1) 特殊標章	
	(2) 身分証明書	
	(3) 識別対象	
3	特殊標章等の交付及び管理	
4	赤十字標章等の使用	

第4編 地域特性を踏まえた対応及び備え

第1節	本市において特に留意が必要な地域特性	127
第2節	地域特性個別の対応	130
1	大阪国際空港	
	(1) 武力攻撃事態等への対応	
	(2) 平素の備え	
2	千里中央地区	
	(1) 武力攻撃事態等への対応	
	(2) 平素の備え	
3	鉄道、幹線道路等	
	(1) 武力攻撃事態等への対応	
	(2) 平素の備え	
4	人口密度	
	(1) 武力攻撃事態等への対応	
	(2) 平素の備え	
5	大都市等との隣接	
	(1) 武力攻撃事態等への対応	
	(2) 平素の備え	

第5編 復旧等

第1章	施設の応急復旧	
第1節	基本的事項	138
1	復旧のための体制・資機材の整備	

2	応急復旧の実施	
3	通信手段の確保	
4	府等に対する支援要請	
5	主要施設の応急復旧	
第2章	武力攻撃災害の復旧	
第1節	国における所要の法制の整備	140
第2節	所要の法制が整備されるまでの復旧	140
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
第1節	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	141
1	国に対する負担金の請求方法	
2	関係書類の保管	
第2節	損失補償、損害補償及び損失補てん	141
1	損失補償	
2	損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第4章	国民の権利利益の救済に係る手続等	
第1節	国民の権利利益の迅速な救済	142
第2節	国民の権利利益に関する文書の保存	142